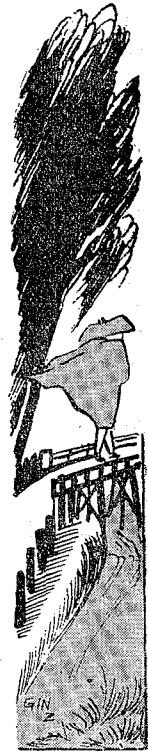


# 史料

## 勿來關物語

— 古代道路交通上に於ける關の機能に關聯して —



渡部英三郎

吹く風を勿來の關と思ひしに

路もせに散る山櫻かな（勅選集）

源義家が、奥羽征旅の途次に詠じたといふこの古歌は、  
勿來の關址に杖を曳く者をして、遠く夢を王朝末期の往昔  
に走らしめるであらう。この多感な武將が、軍兵を引具し  
馬上豊かに、勿來の關へ通りかゝつた時、恐らくは東國の

春も更けて、關の邊りに枝を路上に翳し咲き亂れてゐた櫻  
花が、吹くともない微風に、ハラ／＼と散り、鎧の袖にも  
降りかゝつたことであらう。春光遅々とした、眞晝の聲か  
さの中にこの情景を描き出しても、また薄暮蒼然として迫  
る頃の情景として見てもまことに詩趣豊かな情景である。  
義家が優雅な名將として、後世に多くのファンを持ち続け  
てゐるのは、前九年の役に衣川の戦闘で、安倍貞任を追ひ  
つめて、

衣のたてはほころびにけり

と詠み、しころを振り向けた貞任が

年をへし糸のみだれのくるしさに

と附けたのを聴いた時、つがへた矢をさしはづして彼を遁去るに任せたといふ優にやさしい傳説など、共に、斯うした物語りから来る影響にも因るであらう。

それは兎も角、その位勿來關が都の人々にとつても耳新しい地名ではなし有名な關であつたことは、右に掲げた義家の詠歌によつても察知せられるが、その他にもこの關所に因める古歌は尠くない。

惜めどもとまりもあへず逝く春は

名古曾の山の關もとどめず(紀貫之)

みるめかる海士のゆくへのみよと路に

名こそその關のわれすゑなくに(小野家集)

これ等は何れも、宮廷貴族またはそれに類する人々によつて(京都の文化人)詠ぜられたものであつて、勿來關が都から遠く離れた僻陬の地に在るにも拘らず、汎く京洛の地

方にまで著聞されてゐた關所であつた事實を想見せしめるに充分であらう。

勿來の關址は、現在の福島縣石城郡勿來町地内に遺存する。茨城縣の多賀郡白瀉村に接して、海濱に位置してゐる。勿來町南端の部落を九面と稱する。白瀉村と九面の間は、小さな嶺線によつて劃され、自然に常陸と磐城との境界を成してゐるが、往昔、關の寨柵が設けられてあつた「勿來山」はこの邊り一帯の小嶺線であつたと傳へられる。

「奥羽觀蹟聞考志」は

九面濱、名古曾關山東濱、多文具細石、設盆地尤可愛

西行法師有國風、曰

九面や浪打ち寄せて道もなし

こゝをなこそその關といふらむ

といつて關址の地形を紹介してゐる。

勿來關は王朝の世(勿來關は本來菊多關と稱された。菊多といふのは往昔の、その地方の國名)白河關と共に陸奥への二大道路を扼する關門として設けられたものであつて、京畿東

海の地方から奥州へ出入するには是非ともその何れかを通過しなければならなかつたのである。

二

文化改新によつて革新せられた新らしき國家制度を表現

してゐる大寶令が、驛馬傳馬、水驛濟津、津橋道路、官牧牛馬、船舟などの交通制度と共に、關津の制度を規定してゐるのは、それが上代に於ける道路交通上、極めて重要な施設であつた事實を反映する。そしてまた律令の成つた當時既に關が可なり一般的に設置されてゐた事實を推察せしめるに充分である。

「註」(1)水驛といふのは官吏の旅行する場合、水路によるを便利とする場所に、陸上の驛傳に準じて渡船の便を備へた水邊の驛である。また津濟といふのは官吏以外の、一般旅行者が頻繁に通行する要路に設置された渡船等の交通施設である。

(有賀博士「日本古代法釋義」に據る)

當時の社會的乃至政治的情勢は、治安警察上の見地から

または軍事的必要から、重要な個所に關を設置し、去來往還の旅人を檢察して、不逞の徒の跋扈を除くと共に、一面また後述するが如く、蕃夷または反逆者等の來襲に對して、警備を嚴にすることを必要ならしめてゐた(後文参照)のである。

關についての最初の記事は「新撰姓氏錄」が記してゐる。「和氣の關」に見出される。和氣の關は神功皇后攝政元年二月、王族の亂を構へた時、此處に據つて(播磨と吉備の國界)反軍を防ぐがために設置せられたものであるといふ。だからそれは交通警察上の必要に基き一般的に設置せられたものではなく、純然たる軍事上の目的に出ずるものであつて、寧ろ一時的な要塞として見るべきであらう。

關は、大化改新の直後、詔を下して、凡そ諸國の關寨は必ず鈐契を給し、國司をしてそれを司らしむべきことが一般的に定められることによつて、はじめて交通上の制度としてその姿を歴史の上に現はして來る。大化改新によつて制定せられた交通制度は、他の制度の諸分野(例へば土地制度

階級制度、司法制度等々）に於いてもそうであつたやうに、先進國清の制度を模倣するに急であつて、時に必ずしも當時に於ける日本の交通情勢に適應せざる場合もないではなかつた。然し概して新たに成立した統一國家（大化改新は周知されてゐるやうに、氏族支配の國家から統一國家への革新である）の下に、急激に發展しつゝあつた交通情勢を反映し、同時にまたその情勢に照應して長足の進歩を遂げつゝあつた交通制度を傳へるものでなければならぬ。

大化改新の後、二十六、七年にして惹起された所謂壬申の亂は、大化の革新に對する反動的政治運動であつて、この運動が成功を収めることによつて大化の革新事業には、反動的色調を有つた種々の是正が加へられたが、關の制度に關する限り、それが實際に益々重要性を加へ、却てそれが各地に一般的に設置せられつゝあつたやうである。

壬申亂の翌年には、美濃國に不破關が置かれたし、伊勢の鈴鹿、越前の愛發（あくち）の二關もそれに前後して設けられたと傳へられる。壬申の亂は、大和朝廷に強烈な刺激

を與へたに相違なく、隨つて權力の掌握者は、從來よりも一層軍事的防禦を嚴にすべきことの必要を痛感したことであらう。右の諸關は當時三關と稱せられ、大和朝廷時代の最も重要な關所であつたが、これ等は軍事的防備としての機能を主とするものと見るべきであらう。その後また間もなく大和に龍田山、大阪山の二關が置かれたが、天武天皇（壬申の勝利者であつた）の皇居は大和の淨見原に在つたから、これ等は主として皇居の護衛上の目的を有つたものと見るべきである。

既に關が一つの交通制定として定められてゐたのであるから右に述べたやうな著名ものの外にも、恐らくは可なり多くの關が諸國の要所々に設けられてその軍事的、警察的な機能を發揮してゐたであらう。

### 三

その後大寶令が重ねて關の制度を詳密、嚴格に規定したことは、當時に於ける關の重要性及びその一般化を想見せ

しめるものである。

關市令(大寶令の中)は先づ關に就いて次の如く規定する  
凡そ行人關津を度入せば皆過所(註關所)の通行券(註關所)載する所の  
關名に依り勘へ過せ。若詣る所に依らずして、別に餘  
關に向へば、關司便に隨て其の出入を許さず(原文は漢  
文、以下同じ)

平たく云へば旅人が關や津に差しかゝつたならば、關を  
守る吏員は、旅人が持參した過所(通行券)に記載してある  
關名をよく檢してから通過させる、若し旅人が通行券に記  
載してある以外の關へ來たならば、關司は私斷を以つてそ  
の通過を許してはならないといふのである。旅行者に對す  
る監視の厳しきを見るべきであらう。即ち、當時の旅人等  
は、往復共に正確に一定のコースを豫定し、途中に於いて  
それを變更することを許されなかつたのだ。随分窮屈な話  
である。

「註」(1)津は水邊の關で、主として渡船場等に設置せられた。  
攝津、長門等は津の最も重要なものであつた。

關の通行券(過所)が所轄の重職國司から、旅行者の願出  
によつて下付せられたことは、

凡そ國を度えんと欲する者は、皆本部本司を経て過所  
を請へ、本司、檢勘して然る後に判り給へ、  
とある規定によつて知られる。

歸路には往路の通行券を提示して、その他の官廳へ更に  
通行券の下附を願ひ出づべきことを規定してゐる。若し旅  
行者が不注意からそれを紛失するやうなこともあれば、  
彼等は他國に在つてその身分生國等を證明することは容易  
でなく、旅を続ける上に、非常な困難に遭遇しなければな  
らなかつたであらう。

旅行の豫定を立て、過所の下付を受けても、それには一  
定の、期限が附せられ、三十日を経過する場合には、それ  
は無効に歸した。

若既に過所を得て、故ありて、三十日去かずば舊の過  
所を以て申牒し改めて給へ。  
とあるのがそれだ。

途中に於いて事故を生じた場合の救済方法としては、

若路に在りて故あらば、隨近の國司に申せ、狀を具して關に送れ、所部に非すと雖も、來文ある者は亦給へといふ規定が設けられてある。若し旅人が途中に於いて事故を生じ過所の期限を經過するやうなことがあつても、所轄の國司から下付された過所を持參してさへ居れば、出先の國司から關司へその過を申送つて通過させることが出來たのであるが、過所を紛失した者に對して如何なる救済の方途が講ぜられてゐたかは明かでない。如斯く旅行者の行動に嚴しい制限が加へられてゐた原因の一つが不逞の徒の道途往來を防止しようとする警察上の理由に在つたことはいふまでもない。元慶四年、陸奥國司の上申に、

關門有禁、其來久矣、而頃年、遊蕩之輩、往還任情、

煩擾吏民、雖加嚴制、習俗難革、〔類聚三代格〕「明治

以前日本土木史」所修に據る。

とあるなどは、途上を往還去來して、良民を苦しめてゐたらしい不逞の徒輩の少くなかつた有様を傳へるものであり、

また昌泰二年上野國司の奏請によつて、相模國足柄坂や、

上野國碓氷峠に關を置き、兵を配してそれを守り、行人を勸過せしめた原因が、「此國頃年、強盜蜂起、侵害尤甚」と

いふに在つた（明治以前日本土木史）といふから、關設置の目的がそ

れ等の匪民強盜などの横行によつて齎らされた社會的な不安と密接な關係を有つたことは容易に肯かれるであらう。

また、例へば天皇上皇の崩御とか、讓位等をはじめ當時

に於いて政治的不安を醸し易き非常事件の生じたる場合、一定の時期、近畿附近の重要な關は嚴しく警護せられた。

かゝる非常事件の場合に於ける關の警固に就き明治以前日本土木史の編者は、

養老五年（一三八一）十二月元明上皇崩するや、使を遣

はして三關を警固せしむ。之三關警固の始めにして、

爾來天下事あれば必ず先づ三關を鎖さしむ。之を固關

といふ。固關とは天皇の讓位、崩御、若くは上皇、皇

后の崩御、攝政、關白の薨去等、凡そ非常の事あるに臨み、不時に行ふものにして、固關使をして木契及勅

官の二符を携へしめ、騎馬振鈴して赴かしむる儀なり。固關數日にして再び使を發して解關せしむ。之を開關ともいふ。開關の儀は概ね固關の時に同じ、開關使歸來すれば契を御所に納れ、或は局に就きて之を破却すといふ。

と述べまた

大同元年（一四六六）三月桓武天皇崩するや使を伊勢、美濃、越前に遣はして、故關を固守せしめ、また弘仁元年（一四七〇）九月平城上皇都を平城に遷されんとして、人心動搖せし時、使を伊勢、近江、美濃に遣はして三關を固守せられしを思えば廢關後に在りても、有時の際は故關により警固せしを見るべし。

と説かれてゐるが、以つて當時關が有つた軍事的警察的、重要性の一斑が想見せられるであらう。

關に依る交通制限の理由は、他の一面に於いて當時の財政經濟の根本的組織と重大な關係を有つたではないかと思はれる。管見の關する限り、そうした斷定を下すべき文献

は見出されないが、然し奴隸經濟乃至土地經濟の社會に於いて、凡ゆる政府が殆ど例外なく農耕者または農民の移動に制限を加へてゐることから考へ、矢張り同じ經濟組織の上に立つてゐた當時の王朝政府のみが獨り、その例外を成したであらうとは考へられないからである。土地と勞力とが結合して唯一の生産要素を成す社會に在つて、勞力（農耕者）の移動は、土地を荒蕪に歸せしめ、生産力——隨つて貢納——を滅殺せしめるが故に、爲政者にとつて農耕者の移轉や逃亡などは重大な關心事であつたものと考へなければならぬ。大化改新の後、班田收授の制度に因り農民の生活は一先づ安定したかに見えたが、歲月の經過と共に、自然に、土地の兼併が行はれ、生活の手段を失ふ者を生じたことは周知の史實である。それ等の農民群は恐らくは生活求めて、移動するより他になかつたであらう。然し前にも述べたやうに彼等の移動が頻繁になり、且つ一般的になることはやがて經濟組織の基礎の動搖を意味し、隨つて爲政者に衝撃を與へずには置かなかつたであらう。だから

最初主として軍事的防備としての目的を以つて築設せられた關は別として、後に諸國に設けられた多くの關には右に述べて來たやうな見地からせる、農民移動の抑止の意圖が藏せられてゐなかつたとは斷言出來ないであらう。

#### 四

關の門は日出に開かれ、日没に閉ざされた。「關市令」が凡そ關門は並に日出で、開き、日入りて閉ぢよ

と規定してゐることによつて、それは知られる。固より旅人を勸檢するための必要から生じた規定であらう。旅行の時間の上に加へられたこの制限は、正當な旅行者にとつては、特殊の場合を除き、さほどの不便を齎らさなかつたであらう。當時の道路交通の状態に於いては縦へその制限が加

へられずとも、日没以後の旅行を敢て續ける者は恐らくは少かつたであらうと思はれるからである。行く先々には橋梁がなく渡渉せねばならぬ河川や、道路に面した峻はしい斷崖や、細道を挟んだ密林等があり、其上盜賊等の危険な

どもあつて、夜間の旅行を非常に危険なものとしてゐたであらうとは容易に想像される。

次に多くの人々が同時に關を通行する場合の交通整理に關して「關市令」は、

凡そ行人關津を出入するは、皆人の到るを以つて先後と爲し停擁することを得ず

と規定してゐる。甚だ明確を缺くが恐らく關津を通過する者は到達の順序によれ、といふ意味であらう。當時こうした規程を必要とするほどに多くの交通量があつたかどうかは頗る疑問であるが、それが唐制を單に直譯的に模倣したものでなかつたとすれば、時に、斯等の規定を必要とするやうな混雜が、關所の内外に展開せられるやうなことも絶無ではなかつたであらう。

この規定が勿論、軍隊役丁などの如き集團の通過を目的として設けられたものでないことは、それ等の集團の通過に關し、

凡そ丁匠上役し、及び庸調の脚關を度ふるは、皆本國



(所轄の關司)の歴名に據りて送る所の使と共に勘度せよ。其の役納し畢りて還る者は、元來し姓名年紀を勘へ、同じければ放し還へせ。(關市令)

と、定めてあるに徴しても明かである。この規定には軍隊の通過に關する事項を明示してゐないが、恐らくは役丁などの、例によつたものであらう。軍隊にせよ、役丁にせよ集團が通過する場合には、その個人々々に通行券を下附せず、團體の人員名簿を作製し、それを送人に附して關を通過せしむべき證としたといふが(有賀博士前掲書)その名簿が右に掲げた規定中に見える所謂「歴名」である。これ等は蓋し實際の必要によつて定められた規定であらう。軍隊、役丁の通過にまでこうした手数のかゝる手續が要求せられたのであるから、上古日本に於ける交通が如何に厳しき取締りの下に置かれたかの一般が窺知せられるであらう。

關はまた當時「寨關」または「關剗」などと稱せられたが、その名稱はそれ自體關所の構造の輪廓を示すものでなければならぬ。「職員令義解」または「集解」等によれば

關は關及剗または寨の二つの部分から成つてゐたものゝ如くである。「義解」に「關は檢判の處、剗は塹柵の處」とあり、また「集解」に剗は柵より、關より……剗は塹柵の所を謂ふ。關の左右の小關亦剗と謂ふ可きよりといふ意味が記せられてゐるに徴すれば、次のやうな關の構造が描き出されるであらう。關は右に述べたやうに關(狹義)及剗または寨の二つ部分から成り、關は關司が居て通行者を檢判し、勘度せしめる場所であつて、剗または寨といふのは其の左右に設けられてゐた塹柵等の要害施設を指稱した。如斯く平時に在つては剗はそれによつて通行者を阻止し、關を通過せしめるための施設であつたが、一度急事のある場合にはこれに據つて敵を防備する要寨と變じたものであるといふ。(明治日本土木史)

如斯く、關は軍事上及警察上の見地から、時にはまた政治上、農民の移動を抑止する目的をも藏して交通を制限する制度であつた。隨つてその制限の規定を犯す者に對しては當然に刑罰を科せられたのである。これに關して「明治

以前日本土木史」の編者は次の如く興味深い記述をされてゐる。

法を犯し、正當なる過所を持たずして關を越ゆるを俗に關破りといひ、三種あり。私度、越度、冒度これなり、私度は過所を所有せずして越ゆるをいひ、越度は關所を通らず、問道より關抜けをなすをいひ、冒度は偽名即ち他人の名を假りて過所を請ひて通るをいふ。而して禁衛律に、關破りは之を罰し、三關は徒刑一年(三  
についでは)長門、攝津は罪一等を減じ、餘關は二等を減じ、越度は一等を加へて其罪を斷じたり。

關の制度が前述せるやうに相當重要性を有するものであつたに拘らず、その違反者に對する制裁は、徳川時代などの場合と比較し、極めて軽いものであつたことが知られるであらう。

## 五

右に述べたやうな一般の關に對し、遠い邊境に置かれた

特殊の關があつた。それは専ら軍防上の目的に出づるものであつて、その所在は、建設當時に於ける大和朝廷の政治圏を表示せるものと見るべきであらう。この種の關の代表的なものに、西に長門の津關があり東に勿來(菊多關と白河關とがあつた。

如斯く専ら、軍防上の意圖の下に邊境に、置かれた關が大和朝廷の特殊な防備施設であつたことは「軍防令」が、

凡そ關を置いて守固すべきは並に兵士を配置し、分番して上下せよ。其の三關は鼓吹軍器を設け、國司分當して守固せよ、配する所の兵士の數は別式に依れ、とかまた

凡そ邊城の門(邊境の關を謂ふであらう)は晚く開き、早く閉じよ、若事故ありて夜開くべくば備へを設けて仍ち開け、若し城主、城を出で檢行すべくば、俱に出ずるを得ず(註「國司官人等を擧げて城門外に出するを得ず、必ず一部は城内に残留すべし」といふ意味である)

といふ警備上の規定を設けてゐることなどによつても察知

せられるであらう。三關が兵士を配置した軍防上の特殊な關として擧げられてゐるのは、築設の當時それより外部の地方は半ば所謂蕃夷の地に當り、完全に大和朝廷の支配に服屬せる領土の範圍は事實上これ等の地點によつて限界せられてゐたことを示すものではあるまいか。そして築設の當時、白河、勿來の二關もかゝる軍事上の重要使命を有ち軍防令に依れるものであつたに相違ない。承和二年の太政官符は、この二關の設置せられた時期に就き、

應准長門國關門勘過、白河菊多（註し勿來）兩刺事

右得陸奥國解倫、檢舊記、置刺以來于今四百餘歲

と記し、白河、菊多兩關の設置を承和以前四百餘年のこととしてゐる。承和以前四百餘年と云へば第一九代、允恭天皇の治世に當るが、當時大和朝廷の勢力圍が、完全にこの僻陬の地方まで擴大されてゐたものとは考へられない。勿論それ以前に於いても大和種族と先住種族との接觸はこの地方に於ても行はれたであらう。例へば「日本紀」に景行天皇の御代、武内宿禰が勅命を奉じて東國地方を探險した

時東夷の中に日高見といふ國（大體北上川流域地方と推定されてゐる）があり、其國人は男女共に推結文身し人となり勇悍であつて、之を凡て蝦夷といふ。そして國土は土地が肥沃で廣大である、宜しく討伐し征服すべきであると報告してゐる。また同じ治世に日本武尊の蝦夷征伐の御物語があるし、更に時代をさかのぼつては崇神天皇の御代四道將軍派遣の説話が傳へられてゐる。それ等は譬へそのまゝ正確の史實として受容れ難い點が少くないにしても、兎に角上代に於ける大和朝廷の東北經略の面影を傳へるものでなければならぬ。だから相當古い時代に於いて大和朝廷の勢力は駿々として東北へ伸びつゝあつたに相違ない。そして時に大和朝廷から派遣せられた東夷征討の將軍等は長驅して白河、菊多の邊を突破し、陸奥の地方まで侵入したこともあるであらう。けれ共、允恭天皇御治世往時に、白河、菊多以西の諸國が悉く大和朝廷の王化に靡き完全に其の版圖を成してゐたと見るには多くの困難があらう。

勿來關の設置された時期が何時の時代であつたにしても

大和朝廷の勢力が東漸し、それ以前から陸奥地方に據つてゐた政治勢力を此邊一帯を接觸線として、相互に摩擦鬭争を繰り返すに至つた頃であることだけは疑ないであらう。

大和朝廷の異族征服は、最初西方に向つて力を傾倒せられ、東北の経略は、比較的後代のことと屬するものと考へられる。そして此方面の経略は、途上に於いて屢々頑強な抵抗を受け征討軍が敗退の已むなきに至つたやうな場合もあつたと見え、大和人の眼に蝦夷は勇敢な恐るべき夷族として映じてゐた。前にも述べたやうに、武内宿禰の傳説中に蝦夷を、推結文身で人となり勇悍であると、特色附けてゐたり、また後世の平安朝時代に、夷一人は以つて味方千人に當るといふやうな思想が行はれてゐたり（喜田博士「蝦夷の馴服と奥羽の開拓」、延暦八年に大和朝廷の軍勢が蝦夷に向つた時皇軍が大敗し、副將軍池田眞枚が日上湊（北上川と推定される）で溺るゝ多くの味方を救ひ上げたといふ話（同上）などは、そうした有様を推察せしめるに充分である。

如斯く大和人が恐怖してゐた強敵の南下襲來を防止する

がために謂はゞ國境の守りとして設置せられたのが勿來。

白河の兩關であつたのである。そして弘仁年代以前は、海道が陸奥への主要幹線であつたがために、其の關門として設けられてゐた勿來關は、白河の關に比し、更に一層有名であつたものと思はれるのである。如斯基重要な使命を有つ關であつただけに其の規模も大きく構造も他に比して頑丈であつたであらう。「明治以前日本土木史」は秋田縣仙北郡高梨村大字拂田に遺存してゐる柵址に就いて、

大化年中又は其頃の遺物といはるゝものなるが、之は九寸乃至一尺角の木材を並立して作り、延長約一里に及び、木材の用數、一萬三、四千本を費せりと。……又略々同じ程度のもの、山形縣飽海郡本楯村大字本楯にも發見せられたり。當時對夷の抗爭上如何に大規模なる柵を要したるかを想像し得。上述の二刻は内夷的接觸要路の塞柵にして、且山道海道の標示を兼ねたる一種の區域の型式（邊城に就いては前掲軍防）のものたりしなるべし。

と記述してゐるが、勿來關はそれ等よりも更に一層の重要性を有つものであつたからその構築の頑丈さ、要害の固さを想察すべきである。この關門を挟んで相對してゐた二つの勢力は、恐らくは幾百年の間、相互に襲撃攻伐を繰返してゐたであらう。その間勿來關は、白河關と共に、大和朝廷にとつて極めて重要な、純軍事上の目的を有つ施設であつたに相違ない。

けれ共、歲月の経過と共に陸奥の勢力が次第に壓迫されて後退し、大和朝廷の勢力範圍が擴大されて國境が更に東へ推し進められてゆくに従つて、勿來關（白河關も）は次第に築設當時の目的を失ひ、恐らくは自然に殆ど有つて無きが如く、廢止に近い状態に置かれてゐたであらう。承和二の官符がこの關に就き、

而北國俘囚多數、出入任意、若不勘過、何用爲固、加以進官雜物觸色有數、商旅之輩竊買將去、望請、勘過之事、一同長門、謹請官裁者、奉勅、依請  
と記してゐるのは、そうした面影を偲ばせるものである。

即ち一時廢關同様になつてゐたものを、此時の官符によつて、再興された有様が想見せられるであらう。然し再興はされても、最早やそれは往時と同じ意圖の下に於いて、せられたのではなく、陸奥にそれ以前から放たれてあつた多數の俘囚が、任意に常陸以西へ入り込むを取締り、同時にまた此地方から朝廷へ運輸せられる庸、調等の官物を密賣買する商旅の輩を取締るのがその重要な目的であつたのである。

桓武天皇延暦八年に

置關之設、本備非常、今正朔所施、區宇無外、徒設關險、勿用防禦、遂使中外隔絕、既失通利之便、公私往來、每致稽留之苦、無益時務、有切民憂、思革前弊、以適變通、宜其三國之關、一切停止、所有兵器糧糶、

運收於國府、自外館舍、移建於便郡矣（詔勅）

といふ理由を以つて、伊勢、美濃、越前等に設置せられてあつた、所謂三關が廢止せられたが、嘗つては、天皇上皇等の崩御をはじめ、重大な事件の發生する毎に固關の

使者を派遣して(前文参照)それを警備することを必要とせられた三關も今は、全く其存在の理由を失ひ「徒らに關險を設けて、防禦に用ふる勿れ」とか「遂に中外をして隔絶せしめ、既に通利の便を失ふ」とかいふやうな却つて無益有弊の状態に置かれてあつたのである。それはいふまでもなく三關の外部に在る地方が、當時は既に全く王化に浴して、完全に大和朝廷の支配下に服屬してゐた事態を反映するものであつて、勿來關が一時廢止の状態に置かれ、そして、後異れる意圖の下に再興せられたのも、それと同様の原因に基くものである。今や大和政權の勢力圍は遙か前方へ展開し、勿來、白河の邊は純然たる「内地」の中に組み入れられてゐたのである。

## 六

勿來關は本來の關名を菊多關と稱した(菊多といふのはその地方の地名)が何時か「勿來關」と一般に稱びなされるやうになつたといふ。關名の變化の裡に、この關が往時に於

いて有つてゐた機能が靡けながら示されてゐる。勿來といふのは元來、地名そのものではなく、蕃夷の襲來を防拒するの意(來る勿れ)を偶して、それがやぶて關の名稱にまで發展してゐたのである。「大日本地名辭典」の説明に聽かう。其勿來の名は、専ら蝦夷の南下を拒きし所以を擧示し又弘仁以前の日高見國(陸奥)の大路は山道にあらずして海道に依れる事情に參考すれば、上古には勿來剗を以て最重關と爲ししや明白なり。

同書はまた他の一面から

勿來を以て奥常(註陸奥と常陸)間の地名となし、其地名の起因を九面、關本の邊に求めて、浪越の解さへあれど採り難し……後世、此關名を菊多剗にも援用し依りて詞人は名古曾山と云ひ、今は勿來の驛名あれどこれ皆後世の事にして、畢竟するに勿來は土地に付きて起れる名にあらず。

とも説いてゐる。後世の歌などに「名古曾山」の文字が見出され、また現に「勿來」といふ驛名さへあるけれども、

それは要するに勿來の關名が生じてから後に附せられた地名であるに過ぎないといふのである。

源義家が後三年役の功を收めて、京都への歸途馬上から、

この關址に亂れ咲いてゐた櫻花を眺め、感慨を深くした頃は勿論既に奥羽の全土が京都政權の下に服屬してゐた。膽

澤外五郡に據つた強族安倍氏が前九年の役に討滅せられ、

出羽に據れる清原氏が續いて後三年の役に討伐せられて後最早や京都政權の支配を拒否する勢力は此地方に遺存し

なかつたからである。隨つて勿來關が、また往時のやうに

重要性を有たなかつたことはいふまでもない。それは單に軍事上から見つ存在の理由を失つてゐたばかりでなく、交

通取締の制度としても重要性を失つてゐたであらう。當時

は既に王權が衰微を示して、武家勃興の氣運が社會の底に盛り上りつゝあつた時代であり、隨つて王朝政府の諸制度

が次第に崩壞の過程を辿りつゝあつた際であるから、交通制度の一つとしての關なども一般に廢止せられたり、有名

無實の状態に陥つたりしつゝあつたのである。「明治以前日本土木史」は當時に於ける關制の衰微崩壞の有様に關し、

平安時代の中葉よりは朝綱の弛緩に伴ひ、關司の腐敗

墮落、賊徒の横行劫掠等の爲め關制漸く衰微し、諸國

の關制は平安時代の末期には概ね衰へ、三關の如きす

ら板屋荒廢し、雨露月光を漏らし、空しく歌人釣繯の

腸を廻らしむるに過ぎざるに至れり。

と記述してゐるが、義家の勿來關を通り過ぎたのはそうした時代に當つてゐる。

恐らくは、この關も「板屋荒廢し、雨露月光を漏らすや

うな荒廢ぶりを示してゐたことであらう。そしてその時廢墟の邊りに満開してゐた櫻花がこの優雅な武將の詩情をそ

ゝつたことであらう。(完)